

令和6年度 長岡大学私費外国人留学生学費減免制度

【受験生向け】

1. 出願方法 留学生特別選抜の要項に従い出願の際、日本語能力試験のN1・N2を保有している者は、合格証のコピーを出願書類と合わせて提出する。
2. 出願資格 学費の減免を出願できる者は、経済的理由により修学が困難と認められる者で、人物、品行、学業に優れる者とする。
3. 家計基準 上記に定める出願資格のある者で、学費の減免が認められる家計基準は、学費支弁者の年収が給与所得者については841万円以下とし、給与所得者以外については355万円以下とする。
4. 減免額 日本語能力試験(※1)または本学が実施する留学生特別選抜(※2)の成績に応じて、入学金、授業料及び施設費を減免するものとし、その減免額は別表「減免後の学納金」に示すとおりとする。

※1 日本語能力試験：

公益財団法人日本国際教育支援協会、独立行政法人国際交流基金が主催する日本語を母語としない人に日本語能力を認定する検定試験

※2 留学生特別選抜：

本学が実施する留学生特別選抜(筆記200点、面接100点、合計300点)

減免のタイプについて

留学生特別選抜合格時に減免のタイプ(A・B・C)が決定となるが、入学後、日本語能力試験でN1・N2に合格した場合、申請することにより対応するタイプを変更することができ、次年度から適用とする。

Aタイプ 日本語能力試験でN1を保有、または留学生特別選抜で250点以上の得点
⇒ 入学金…全額免除 授業料…半額減免 施設費…全額免除

Bタイプ 日本語能力試験でN2を保有、または留学生特別選抜で225点以上の得点
⇒ 入学金…全額免除 授業料…半額減免 施設費…3分の1減免

Cタイプ Aタイプ・Bタイプ以外
⇒ 授業料…半額減免

参考：通常学納金(年間)			
入学金	授業料	施設費	合計金額
210,000 円	690,000 円	300,000 円	1,200,000 円

別表：減免後の学納金

入学年次	日本語能力試験 (※1)	留学生特別選抜 (※2)	減免のタイプ	減免後の学納金(年間)				適用期間
				入学金	授業料	施設費	合計金額	
1年次	N1	250点以上	A	0円	345,000円	0円	345,000円	4年間
	N2	225点以上	B	0円	345,000円	200,000円	545,000円	
	-	-	C	210,000円	345,000円	300,000円	855,000円	
2年次	N1	250点以上	A		345,000円	0円	345,000円	3年間
	N2	225点以上	B		345,000円	200,000円	545,000円	
	-	-	C		345,000円	300,000円	645,000円	
3年次	N1	250点以上	A		345,000円	0円	345,000円	2年間
	N2	225点以上	B		345,000円	200,000円	545,000円	
	-	-	C		345,000円	300,000円	645,000円	

※ 入学金は、1年次に入学・Cタイプの場合のみ。

※ その他諸経費の納入が別途必要。

(令和5年度参考：学友会費 各年度10,000円 学生教育研究災害傷害保険費等4年間分4,660円)

5. 減免適用期間 学費の減免適用期間は学部の修業年限とし、編入学した留学生はその者の在学すべき年数とする。入学後、継続して学費の減免を希望する者は、年度ごとに所定の「私費外国人留学生学費減免」願いを、国際交流課に提出するものとする。

6. 減免の停止 学費の減免を受けている者が、次のいずれかに該当するときは、その期以降における減免措置は無効とする。

- (1) 前期または後期の期間中において、減免の出願資格を失った者
- (2) 本学の規程等に違反し、または修学上の指導に従わない者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為があった者

以上